

# 第1回検討委員会の意見等について(振り返り)

## 3. 災害時の避難所施設の状況

### 避難所施設

愛荘町地域防災計画に示す避難所施設について、「一時避難場所」は、各自治会の公民館や草の根ハウス等46施設と地域総合センター(3施設)を合わせた49施設。

「指定避難所」「指定緊急避難場所(福祉避難所含む)」は下表のとおり。

No.	施設名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所		
				地震	土砂災害	洪水・内水
1	つくし保育園	川原 680 番地	○	○	○	○
2	秦荘東小学校(教室棟・校舎)	東出 25 番地	○	○	○	○
	秦荘東小学校(体育館)	東出 25 番地	○	○	○	○
3	秦荘西小学校(教室棟・校舎)	島川 1162 番地	○	○	○	○
	秦荘西小学校(体育館)	島川 1162 番地	○	○	○	○
4	愛知川小学校(普通教室棟)	杏掛 480 番地	○	○	○	○
	愛知川小学校(体育館)	杏掛 480 番地	○	○	○	○
5	愛知川東小学校(管理棟・低学年棟)	豊満 573 番地	○	○	○	○
	愛知川東小学校(体育館)	豊満 573 番地	○	○	○	○
6	福祉センター 愛の郷*	市 731 番地	○	○	○	○
7	福祉センターラポール秦荘いきいきセンター*	安孫子 1216 番地 1	○	○	○	○
8	愛知中学校(管理棟・普通教室棟)	市 779 番地	○	○	○	○
	愛知中学校(体育館)	市 779 番地	○	○	○	○
9	秦荘中学校(管理教室棟)	安孫子 730 番地	○	○	○	×
	秦荘中学校(体育館)	安孫子 730 番地	○	○	○	×
10	子育て支援センターあいつ子	安孫子 811 番地 1	○	○	○	○
11	愛知川公民館	愛知川 13 番地 2	○	○	○	○
12	愛知川保健センター	愛知川 72 番地	○	○	○	○

(アンダーラインは諮問施設)

注) ※印は、福祉避難所としても指定されている施設。

注) ×印は、浸水の危険性があるため避難場所として使用しない。

#### 「一時避難場所」

避難情報が発令されたり、災害が発生することが予想される時、一時的に避難する施設

#### 「指定避難所」

災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設

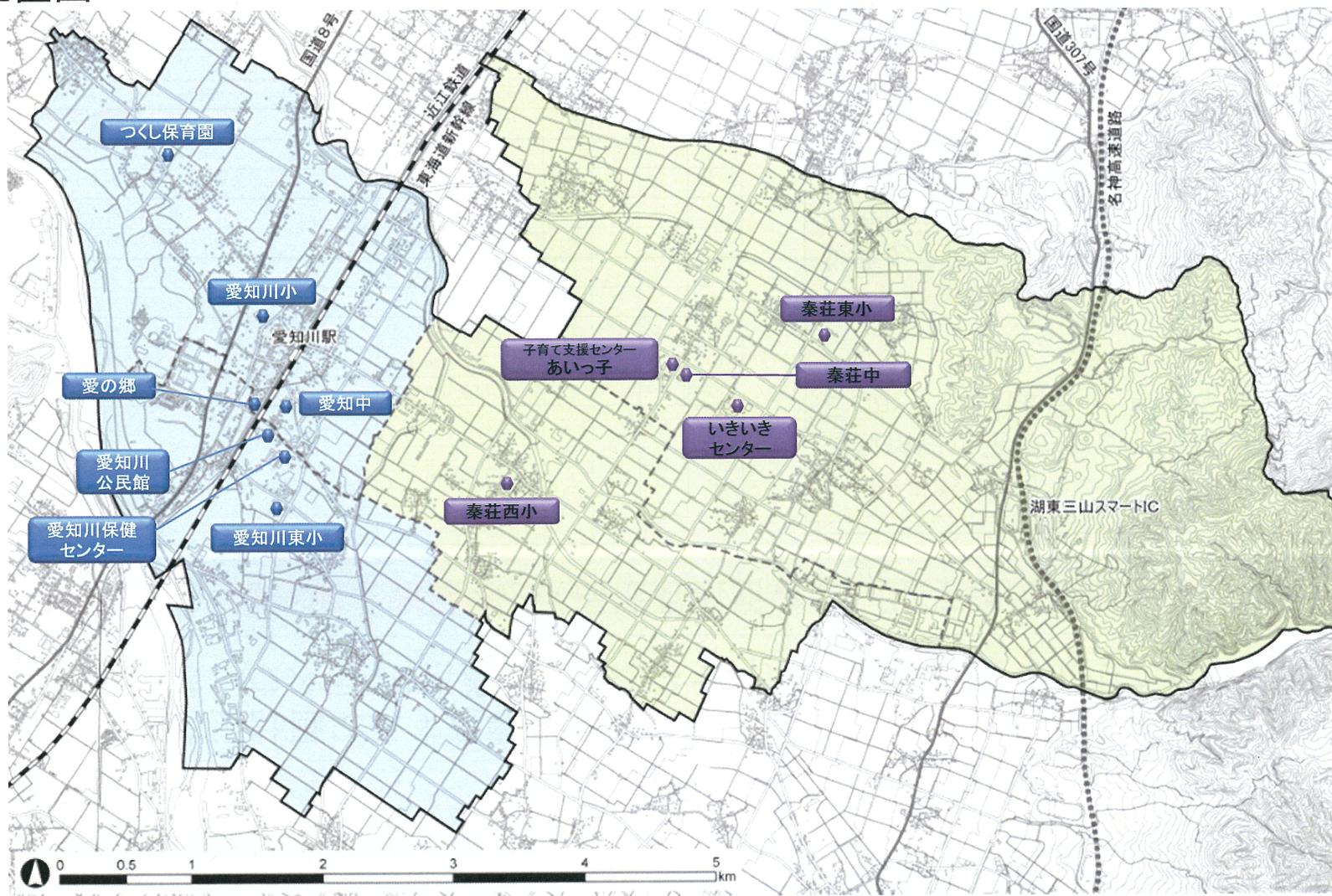
#### 「指定緊急避難場所」

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所。土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定

# 第1回検討委員会の意見等について(振り返り)

## 3. 災害時の避難所施設の状況

### 配置図



# 第1回検討委員会の意見等について(振り返り)

## 4. 水害想定

愛荘町防災ガイドブック(別冊子)のハザードマップによる公共施設の状況。

※ハザードマップ(P15～P42)は、**内水はん濫**と**外水はん濫**を重ね合わせて最も深い浸水深を表示。

### 《内水はん濫》

概ね200年に1回程度起こり得る大雨により、普通河川、雨水幹線や農業用排水路の**排水能力を超過した場合に発生する浸水**の状況をシミュレーション

### 《外水はん濫》

概ね100年に1回程度起こり得る大雨により、**愛知川および宇曾川がはん濫した場合に想定される浸水**の状況をシミュレーション

秦荘庁舎

0.5m未満

||

愛知川庁舎

0.5m未満

いきいきセンター

0.5m未満

^

愛の郷

0.5m～1m未満

秦荘保健センター

0.5m～1m未満

v

愛知川保健センター

0.5m未満

愛知川公民館

0.5m未満

^

町民センター愛知川

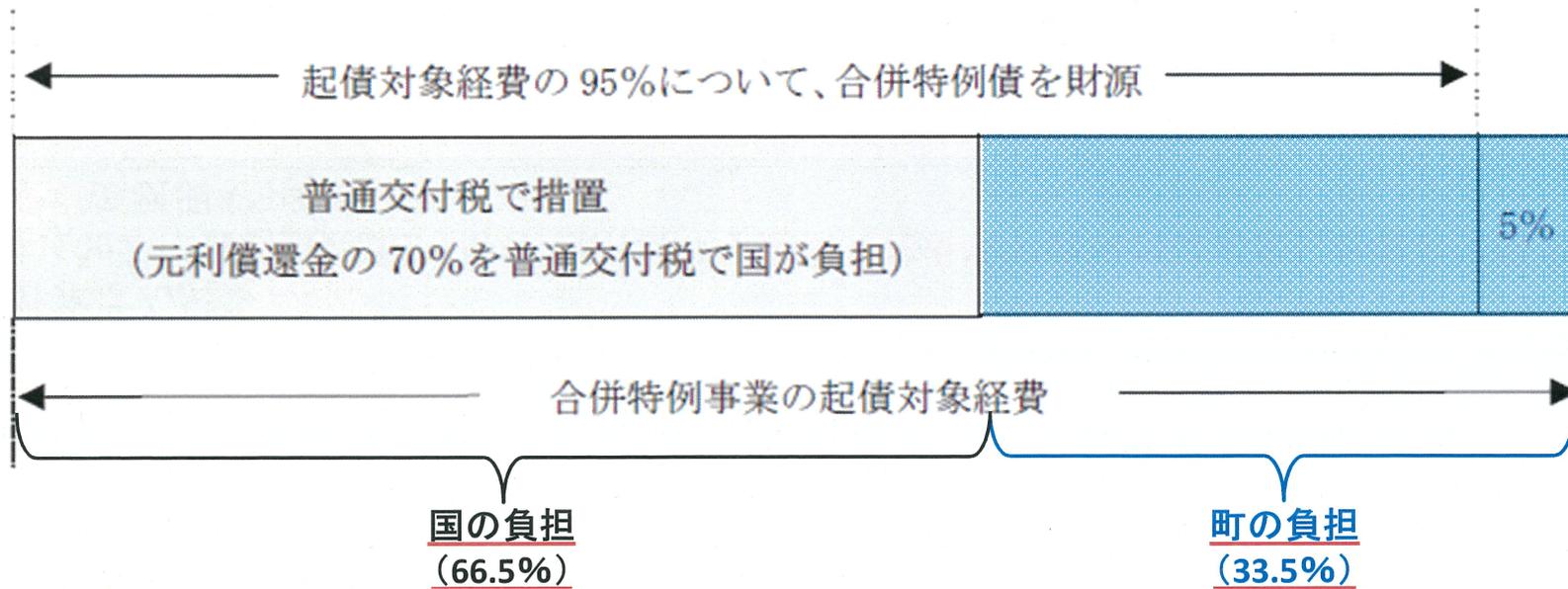
0.5m～1m未満

# 第1回検討委員会の意見等について(振り返り)

## 5. 合併特例債

合併した自治体に対して、**非常に有利な借金**(合併特例債)ができるもの。(限度額あり)  
非常に有利な借金とは…

- ・起債対象経費の95%について、合併特例債で財源調達が可能(5%は自己財源)
- ・合併特例債の返済額(元利償還金)の70%を普通交付税で国が負担



愛荘町の合併特例債の発行残額は約9億で、愛知中学校増改築事業で全て無くなる

※合併特例債の発行が出来るのは「新町まちづくり計画」に基づく建設事業

# 第1回検討委員会の意見等について(振り返り)

## 6. 普通交付税合併算定替制度

### 制度の趣旨

合併算定替制度は、市町村合併後、当面は行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、一定期間、合併市町村の普通交付税額が、**合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税の合計額を下回らないようにする特例。**

